

審 第 1 0 6 2 号
答 申 第 2 5 0 号
令和2年8月17日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年8月22日付け〇〇第〇〇号－〇〇による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第221号

平成29年6月27日付けで審査請求人から提起された、平成29年6月22日付け〇〇第〇〇号で行った審査請求人宛て自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が審査請求人宛て平成29年6月22日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

（1）実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、次の部分は開示すべきである。

ア 別表の番号（以下「番号」という。）7のうち、実施機関の職員の印影の部分

イ 番号16及び23の部分

ウ 番号34、38及び42のうち、「7次回報告日」欄の部分

エ 番号44の部分

オ 番号46の部分

（2）実施機関が行ったその他の決定については結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成29年5月31日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「〇〇児童相談所における〇〇及び〇〇に関する保管されている情報、記録（議事録等も含め）のすべて。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書（以下「本件文書」という。）を別表の本件文書の件名のとおり特定し、本件決定を行った。なお、本件決定の通知書に係る誤記及び記載漏れについて、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で一部訂正通知を行った。

（3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成29年6月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（4）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成29年8月22日付け〇〇第〇〇号一〇〇で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

審査請求に係る本件決定を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 条例第17条第2号の該当性

- a 実施機関は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の13に、「当該通告若しくは届出を受けた…職員」等「は、その職務上知り得た事項であって、当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されているため、一部不開示としているようである。しかし、職員〇〇氏は、既に、審査請求人あて通告者氏名、通告状況の詳細を通告者に無断で開示しており、一部不開示にする必要はなく、全部開示の判断をすべきである。
- b 児童記録票や児童福祉士意見等他の書類についても、口頭で開示していることや、周知の事実さえも黒塗りして、一部開示としている。これらについても、一部不開示にする必要はなく、全部開示の判断をすべきである。
- c 本件文書の中には、児童相談所の職員やその委託を受けた医師等の発言内容や意見等も含まれているはずであるが、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を同号によって非開示とすることはできない。

(イ) 条例第17条第7号の該当性

条例第17条第7号は、未成年者が親に秘密にしている個人情報を経が法定代理人として請求したような場合に、本人のプライバシーを親権者に対しても保護するために、これらを非開示とすることを目的としている。つまり、同号は、高校生や大学生等相当程度の人格形成がなされた未成年者について、その個人情報が、無制限に法定代理人に開示されないよう配慮しその人格権等を保護するためのものである。したがって、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）のような小学生について、同号を根拠として非開示とすることは、誤っている。

(ウ) 条例第17条第6号ハの該当性

- a 条例第17条第6号の「指導、相談、評価、判定、診断…に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。

したがって、実施機関が上記形式的理由だけで、情報を開示しなかったことは誤っている。

- b 少なくとも、本件児童が、どのような事実に基づき保護者からの虐待を疑われているのか、その後、同人に対していつどのような検査が行われ、いかなる医療が施されているのかという点については、審査請求人が実施機関の判断理由と方針を理解できる程度の情報開示はなされるべきである。
- c 実施機関は、「今後の対応方針」が明らかになることに問題があるかのように述べるが、一律にそのように判断することは妥当でない。

(エ) まとめ

実施機関が一部開示とした当該すべての文書の内容は、開示しない理由について条例の各号を教示しているが、担当官に聞いても具体的な理由を示さないのは失当である。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 後記4に対する反論

(ア) 4(2)アについて

実施機関は通告者に係る情報を〇〇氏が通告者に無断で審査請求人に明らかにした事実はないと断言しているが、〇〇氏は、「お母さん。あなたの状況分かっていますか。〇〇さんから警察に通報があり、警察から児童通告を受けて保護しているのですよ。」という内容の開示を口頭でしている。また通話記録の録音があるので後ほど提出することにより、周知の事実であることを明らかにする。

(イ) 4(2)イについて

口頭で開示していることについては、すべて録音してあるので、追って証拠を提出する。

(ウ) 4(2)ウについて

後述する。

(エ) 4(3)について

審査請求人本人に対する弁明では、「しかし、本件決定は、法定代理人として行われた請求ではなく…不開示とした部分はない。」としているが、そもそも法定代理人として請求していることが明らかである。

(オ) 4(4)ア、イ及びウについて

実施機関は、弁明書でも客観的な事務に支障をきたす事実を明らかにしていない。

(カ) 4(4)エ及びオについて

担当者が可能な範囲で説明をしているとしているが、説明が足りておらず、開示の当日に開示する該当頁が多数にわたり欠落していたり、

非開示としていた部分を違う頁では開示をしたり、その後に誤って開示してしまった部分を無理やり全部開示の訂正を行ったり、条例の解釈を誤り裁量権の逸脱と考えられる。また、担当者は、理解のできない決定や訂正を再三にわたって行った事実があり、明らかに経験と知識の不足とみられる挙動をした。このやり取りについても通話記録の録音があるので、後ほど提出する。

(キ) その他は本件審査請求で申述したとおりである。

イ 条例の趣旨について

条例の目的は、第1条に規定しているように、この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する信頼の確保に資することを目的とするものである。そして、このような目的を達成するためには、千葉県が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがあると考えられる。このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第17条各号において非開示情報として具体的に類型化している。この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、実施機関は条例の拡大解釈を行い、各条項に該当するとして開示を制限した。個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。したがって、審査請求人は同条各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものであると考える。

ウ 口頭意見陳述の機会を強く求めるものである。

エ 条例第47条第2項では審議会に諮問した旨を審査請求人に通知しなければならないところ未だにされていない。なお、「速やかに、審議会に諮問しなければならない」ことについては、45日を標準的な処理機関とすると運用基準では定めているが、現状で遅滞している。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由

ア 条例第17条第2号

開示請求者以外の個人情報であって、特定の個人を識別できる情報が含まれているため。

イ 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の名前に該当するため。

ウ 条例第17条第6号

開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発、また関係者から抗議を受けるなど、当該警察官の業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ 条例第17条第6号又は第6号ハ

開示することにより、児童相談所が個々のケースに対しどのような判断基準、判断要素をもって対応を決定しているかが明らかになり、児童相談所の指導、相談、評価、判定、診断等に係る事務若しくは今後の同種の事務の目的が達成できなくなり、これらの事務の公正な若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

オ 条例第17条第2号及び第6号ハ

開示請求者以外の個人情報であって、特定の個人を識別できる情報が含まれているため。また、開示することにより、児童相談所が個々のケースに対しどのような判断基準、判断要素をもって対応を決定しているかが明らかになり、児童相談所の指導、相談、評価、判定、診断等に係る事務若しくは今後の同種の事務の目的が達成できなくなり、これらの事務の公正な若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 条例第17条第2号該当性について

ア 審査請求人は前記3(1)イ(ア)aのとおり、既に職員〇〇が審査請求人宛て通告者氏名、通告状況の詳細を通告者に無断で開示しており、一部不開示にする必要はないため開示すべきと主張している。

本件決定において、通告者氏名及び通告状況の詳細等については、開示請求者以外の第三者の個人情報であることから、条例第17条第2号に該当し、原則不開示となるが、同号ただし書イにおいて、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については例外的に開示となる旨定められており、以下、ただし書イの該当性について説明する。

審査請求人は、当該情報について、前記3（1）イ（ア）aのとおり主張するが、当該情報は第三者の個人情報であって、審査請求人が慣行上知り得るといふ事実もないため、条例第17条第2号ただし書イに該当せず、また、ただし書ロからニまでに該当する事情も存在しない。

なお、審査請求人は、通告者に係る情報を児童相談所の担当者が通告者に無断で審査請求人に明らかにした旨主張するが、そのような事実はない。

イ 審査請求人は、前記3（1）イ（ア）bのとおり、児童福祉司意見及び児童記録票について、口頭で開示していることや、周知の事実さえも黒塗りしていると主張している。

本件決定において、児童福祉司意見及び児童記録票については、条例第17条第2号に該当する部分については、開示請求者以外の第三者に該当するとして不開示としており、また、前記アと同様に、同号ただし書該当性の判断について、審査請求人に口頭で開示等を行った部分等はなく、これに該当する事情は存在しない。

ウ 審査請求人は、前記3（1）イ（ア）cのとおり、本件文書の中には、児童相談所の職員やその委託を受けた医師等の発言内容や意見等も含まれているはずであり、そうした部分については、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る情報であるため、条例第17条第2号によって非開示とすることはできないと主張している。

本件決定において、児童相談所の職員やその委託を受けた医師等の発言内容や意見等については、条例第17条第2号によって不開示としておらず、同条第6号ハに該当すると判断している。同号ハ該当性については、下記（4）において説明する。

（3）条例第17条第7号該当性について

審査請求人は前記3（1）イ（イ）のとおり、条例第17条第7号は、高校生や大学生等相当程度の人格形成がなされた未成年について、その個人情報、無制限に法定代理人に開示されないよう配慮しその人格権等を保護するためのものであり、本件児童のような小学生について、同号を根拠として非開示とすることは、誤っていると主張している。

しかし、本件決定は、法定代理人として行われた請求ではなく、審査請求人を自己の個人情報の本人として行われたものであるため、同条第7号に該当するとして不開示とした部分はない。

（4）条例第17条第6号ハ該当性について

ア 条例第17条第6号の趣旨は、「事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたもの」と考えられる。また、「支障」が「実質的」であるかどうかや

「おそれ」の「蓋然性」も含めて、客観的な判断が求められている。

本件決定における条例第17条第6号該当箇所は、基本的には会議等における決定、意見・所見、記録や、児童が行う検査（例：SM社会生活能力検査等）及びケースワーク上の関係機関とのやり取り等の、開示した場合にその事務等に支障が及ぶおそれがあると判断した情報であり、審査請求人が前記3（1）イ（ウ）aで主張するような形式的理由だけで判断したものではない。

イ 審査請求人は、前記3（1）イ（ウ）bにおいて、本件児童がどのような事実に基づき保護者からの虐待を疑われているのか、審査請求人が、実施機関の判断理由と方針を理解できる程度の情報開示はなされるべきであると主張しているが、どのような事実に基づき保護者からの虐待を疑われているのかについて開示することは、当相談所がどのような基準で虐待の有無を判断しているかということが知れてしまい、今後の事務等に支障が生じるため、不適當である。

ウ 審査請求人は、前記3（1）イ（ウ）cにおいて、実施機関は、「今後の対応方針」が明らかになることに問題があるかのように述べるが、一律にそのように判断することは妥当でないと主張しているが、「今後の対応方針」に係る情報の不開示については、児童福祉に資するものであるかどうかの観点から情報ごと個別具体的に客観的に検討をしている。

エ 審査請求人は、前記3（1）イ（エ）において、本件決定についての理由不十分を主張していると思われるが、処分の理由については、本件決定において十分示されており、担当者からの具体的な理由の提示の有無は本件決定の違法・不当の審査に関わるものではない。なお、開示しない部分に係る説明については、担当者において可能な範囲で説明をしているものと認識している。

オ 以上のことから、前記のとおり、本件決定の判断は適當である。

5 審議会の判断

（1）本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書は、児童相談所における本件児童に係る調査内容、関係者からの聴取内容等を記録した情報が記載された文書である。

イ 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号1から60までのとおりであり、審議会として、

（ア）警察職員の氏名（番号21。以下「本件不開示情報1」という。）

（イ）警電番号（番号22。以下「本件不開示情報2」という。）

（ウ）審査請求人以外の第三者に関する情報（番号5、6、12、20、24から26まで、28、32、40、47から49まで、55、5

7及び58。以下「本件不開示情報3」という。)

(エ) 児童相談所が行った評価、判断等に関する情報(番号3、4、9、10、13、16から19まで、23、27、29から31まで、33から39まで、41、42、44から46まで、50から54まで及び59。以下「本件不開示情報4」という。)

(オ) 児童相談所と他機関とのやり取りに関する情報(番号1、2、4、7、8、11、14、15、29、41、43、56、59及び60。以下「本件不開示情報5」という。)

と分類した。

ウ 実施機関は、これらの不開示情報について、別表のとおり、条例第17条第2号、第6号又は同号ハのいずれかに該当するとして本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件不開示情報1について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報1について、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件不開示情報1は、警察職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、氏名については、当該職員が警察職員規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第18条第2項による部分開示について検討すると、本件不開示情報1は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、本件不開示情報1は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件不開示情報2について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報2について、条例第17条第6号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、警察署の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、本件不開示情報2が開示されることにより、警察業務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) したがって、本件不開示情報 2 は条例第 17 条第 6 号に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件不開示情報 3 について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報 3 について、条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件不開示情報 3 は、児童相談所が審査請求人以外の第三者から聴取した情報及び第三者に対する児童相談所の対応に係る情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、本件不開示情報 3 については、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

さらに、条例第 18 条第 2 項による部分開示について検討すると、本件不開示情報 3 は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、本件不開示情報 3 は、条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件不開示情報 4 及び本件不開示情報 5 について

(ア) 実施機関は、本件不開示情報 4 及び本件不開示情報 5 について、条例第 17 条第 6 号又は同号ハに該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 同条第 6 号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としており、典型的なものを同号イからへまで例示的に掲げている。

なお、実施機関は、前記 4 (1) エのとおり、同条第 6 号又は同号ハを主張するが、以下、職権により、同号ハ該当性について検討する。

(ウ) 本件不開示情報 4

a 本件不開示情報 4 は、本件開示請求に係る事案につき、児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報である。

b 番号 16、23、44 及び 46 の情報並びに 34、38 及び 42 のうち「7 次回報告日」欄の部分以外の情報

これらの情報を開示すると、今後、児童相談所の職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、記載内容が形骸化し、援助方針等を決定するための公正な判断が行われなくなる等、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

と認められる。

- c 番号16、23及び46の情報並びに34、38及び42のうち「7次回報告日」欄の部分の情報

番号16及び23の「緊急度アセスメントシート」及び番号34、38及び42の「【定例・臨時】援助方針会議録」の情報は、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の書式として定められており、書式自体が千葉県ホームページを通じて公表されているものである。そのため、番号16及び23の情報並びに34、38及び42のうち「7次回報告日」欄の部分の情報を開示することにより、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、番号46の情報は、書式の注記として記載されているものであり、当該情報を開示することにより、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

- d 番号44の情報

番号44の情報は、特定の住所をインターネットで検索した地図情報を印刷し、メモ書きしたものであり、当該情報を開示することにより、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(エ) 本件不開示情報5

- a 本件不開示情報5は、児童相談所とやり取りをした関係機関名及びこれに属する者の職・氏名並びに児童相談所と関係機関とのやり取りをした内容に関する情報である。

- b 番号7の実施機関の職員の印影以外の情報

通常、児童相談所が関係機関とのやり取りを行った場合、関係機関はそのことが外部に漏れないことを前提としてやり取りを行うものと考えられる。

そうすると、これらの情報を開示すると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等の連携・協力が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

- c 番号7の実施機関の職員の印影の情報

番号7の実施機関の職員の印影の情報は、関係機関とのやり取りを行った実施機関の職員の印影である。当該職員については、一連の手續に關与した職員であることから、当該情報を開示することにより、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

なお、当該職員の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報で

あって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当するが、当該職員が公務員であることから、同号ただし書ハに該当し、当該情報を不開示とすることは認められない。

(オ) したがって、本件不開示情報4及び本件不開示情報5のうち、番号7の実施機関の職員の印影、16、23、44及び46の情報並びに34、38及び42のうち「7次回報告日」欄の部分の情報については、開示すべきであるが、その余の情報については、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

(1) 自己情報開示請求書の受付について

ア 同一の自己情報開示請求書による本人請求及び代理人請求

本件開示請求は、条例第15条第1項の規定により、審査請求人が審査請求人自身の自己情報開示請求をした本人請求（諮問第221号）と、同条第2項の規定により、審査請求人が本件児童の自己情報開示請求をした代理人請求（諮問第222号）を同一の自己情報開示請求書により行ったものである。

本来であれば、本人請求と代理人請求においては、請求の主体が異なるため、自己情報開示請求書は別個に作成すべきである。

しかし、本件開示請求では、同一の自己情報開示請求書により本人請求及び代理人請求がなされており、受付後、条例第16条第3項の規定による補正を求めることもなく、本件決定がなされている。

イ 本人等であることの確認

自己情報開示請求を受け付ける際には、条例第16条第2項及び知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成5年千葉県規則第72号）第7条の規定により、本人請求の場合は本人確認書類を確認し、代理人請求の場合は代理人自身の本人確認書類に加えて親権者であることを明らかにする戸籍謄本等を確認し、知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱（平成5年9月20日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3-3の規定により、自己情報開示請求書の「確認用書類」の欄に記載することが必要である。

しかし、本件開示請求では、自己情報開示請求書の「確認用書類」の

欄に記載がなく、本人等の確認をしたか確知することができない。

(2) 対象外の取扱いについて

本件決定において、実施機関は、審査請求人の自己情報が記載された文書として番号3、5、6、10、24から26まで、36、50から54まで、56及び57の文書を特定したが、これらの文書に実際には審査請求人の自己情報の記載はなかった。そうすると、そもそも自己情報開示請求における対象は「自己の個人情報」(条例第15条第1項)であるから、実施機関は当該文書を審査請求人の自己情報が記載された行政文書として特定すべきではなかったものと認められる。

(3) 通知書の件名欄の記載について

実施機関は、本件決定の通知書において、「開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名」欄(以下「件名欄」という。)に、開示請求書に記載された請求内容をそのまま転記したのみで本件開示請求の対象となる行政文書を記載することなく、本件決定を行っている。

事務取扱要綱第3-4(9)イ(ア)においては、部分開示決定通知書の件名欄には、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名を正確に記載することとされており、件名欄に開示請求書の請求内容をそのまま転記するのは、不開示決定において開示請求に係る行政文書を保有しておらず件名が不明な場合や条例第20条による存否応答拒否を行う場合等に限定されている。

しかし、本件では、行政文書の件名を正確に記載することなく、開示請求書に記載された請求内容をそのまま転記したのみで、本件決定を行っている。

(4) 開示決定等期限の延長について

本件決定の開示手続において、手続上の問題点が認められることは前記のとおりであり、さらに、本件決定では、番号13及び39において、児童相談業務の適正な遂行に支障があるとして不開示とした情報が他の開示された情報の中に含まれている等、開示・不開示の判断に一貫性を欠いている箇所が見受けられる。一方で、本件文書の分量及びその内容からすれば、本件開示請求への対応に要する事務量が膨大なものであったことについては理解できるものである。

ところで、条例第22条第2項の規定により開示決定等の期限は開示請求があった日から45日以内までの延長が可能とされており、さらに、特例として、条例第23条の規定により、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため開示請求日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関の事務体制、その他事務の繁忙、勤務日等の状況も考慮して

合理的な範囲で部分的に決定期間を延長することが可能とされているのであるから、本件決定においては、本件文書の分量や性質も十分考慮した上で、開示・不開示の判断や通知書の作成のために必要な期間を適切に判断した上で対応すべきであったものとする。

- (5) 今後、実施機関においては、これらの点を踏まえ、自己情報開示請求に対する適切な対応及び正確な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年8月22日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成29年10月24日	反論書の写しの受理
令和元年9月19日	審議（令和元年度第5回第2部会）
令和元年10月24日	審議（令和元年度第6回第2部会）
令和元年11月28日	審議（令和元年度第7回第2部会）
令和元年12月19日	審議（令和元年度第8回第2部会）
令和2年1月28日	審議（令和元年度第9回第2部会）
令和2年2月27日	審議（令和元年度第10回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表

番号	本件文書の件名	本件決定における不開示部分		本件決定における不開示理由	審議会による区分
1	H〇〇.〇〇.〇〇 相談受付票	1 頁	「主訴」 3 行目以降	第 6 号ハ	本件不開示情報 5
2	H〇〇 児童記録票	1~2 頁	記事 H〇〇.〇〇.〇〇~H〇〇.〇〇.〇〇 9:20	第 6 号ハ	本件不開示情報 5
3	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (緊急・臨時) 受理会議・援助方針会議記録	1 頁		第 6 号ハ	本件不開示情報 4
4	H〇〇児童記録票	1 頁	記事 H〇〇.〇〇.〇〇 1~9 行目及び 11 行目	第 6 号ハ	本件不開示情報 4・5
5	平成〇〇年〇〇月〇〇日医学診断票	1 頁		第 2 号	本件不開示情報 3
6	平成〇〇年〇〇月〇〇日身体測定票	1 頁		第 2 号	本件不開示情報 3
7	H〇〇.〇〇.〇〇 児童記録票	1 頁	記事	第 6 号ハ	本件不開示情報 5
8	平成〇〇年〇〇月〇〇日 F A X 送信票	1 頁		第 6 号ハ	本件不開示情報 5
9	平成〇〇年〇〇月〇〇日児童福祉司意見	1 頁	「4. 経過」 2~5 行目 「5. 所見」 1~4 行目	第 6 号ハ	本件不開示情報 4
10	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (緊急・臨時) 受理会議・援助方針会議記録	1 頁		第 6 号ハ	本件不開示情報 4
11	H〇〇.〇〇.〇〇 児童記録票	1 頁	記事 1~14 行目	第 6 号ハ	本件不開示情報 5
12	一時保護行動観察記録	1~9 頁	記事及び年月日 (右上ページ番号 26・27 行目以外)	第 2 号	本件不開示情報 3

13	H〇〇.〇〇.〇〇 相談受付票	1 頁	「通告、送致又は依頼者（経路）」、「統計分類」及び「経路詳細」より下部	第6号ハ	本件不開示情報4
14	平成〇〇年〇〇月〇〇日子供虐待相談・通告受付票	1 頁	「情報源」、「関わりのある機関」中その他、「決定」、「調査事項／方法」	第6号ハ	本件不開示情報5
15	平成〇〇年〇〇月〇〇日子供虐待相談・通告受付票追加情報	1～2 頁	〇〇／〇〇 13～15行目	第6号ハ	本件不開示情報5
16	H〇〇年〇〇月〇〇日緊急度アセスメントシート	1 頁	緊急度選択欄、緊急度判断項目、緊急度結果	第6号ハ	本件不開示情報4
17	H〇〇.〇〇.〇〇相談受付票	1 頁	「統計分類」及び「経路詳細」より下	第6号ハ	本件不開示情報4
18	H〇〇年〇〇.〇〇子供虐待相談・通告受付票	1 頁	「決定」、「調査事項／方法」	第6号ハ	本件不開示情報4
19	H〇〇年〇〇.〇〇子供虐待相談・通告受付票追加情報および経過記録	1 頁	2行目及び4行目	第6号ハ	本件不開示情報4
20	平成〇〇年〇〇月〇〇日児童通告書	1 頁	通告理由及び処遇意見1～3行目	第2号	本件不開示情報3
21			警察担当者名	第2号・警察職員規則	本件不開示情報1
22			警察内線番号	第6号	本件不開示情報2
23	H〇〇年〇〇月〇〇日緊急度アセスメントシート	1 頁	緊急度選択欄、緊急度判断項目、緊急度結果	第6号ハ	本件不開示情報4
24	H〇〇年〇〇月〇〇日医学診断票	1 頁		第2号	本件不開示情報3
25	H〇〇年〇〇月〇〇日身体測定票	1 頁		第2号	本件不開示情報3
26	H〇〇年〇〇月〇〇日医学診断票	1～3 頁	1～3頁目	第2号	本件不開示情報3

27	会議記録写真	1～2 頁	1～2頁	第6号ハ	本件不開示 情報4
28	平成〇〇年〇〇月〇 〇日児童福祉司意見	1頁	「1. 主訴」1～2行目、「2. 家族の状況」3～5行目、「3. 児童の状況」1～5行目、7～8 行目	第2号	本件不開示 情報3
29		2頁	「4. 取り扱い経過」11～12 行目、16～17行目、「5. 所 見」1～12行目	第6号ハ	本件不開示 情報4・5
30	平成〇〇年〇〇月〇 〇日児童記録票	1～2 頁	「健否・学歴・その他」	第2号・第 6号ハ	本件不開示 情報4
31			「家庭の状況」	第6号ハ	本件不開示 情報4
32	平成〇〇年〇〇月〇 〇日心理診断票	1～2 頁	1～2頁	第2号	本件不開示 情報3
33	援助方針・判定会議 資料	1～2 頁	1～2頁	第6号ハ	本件不開示 情報4
34	平成〇〇年〇〇月〇 〇日【定例・臨時】 援助方針会議録	1頁	リスクアセスメントシート結果記 入欄、会議の結論記入欄、結論に 至った理由記入欄、会議結果記入 欄、次回個別支援会議記入欄、次 回報告日記入欄	第6号ハ	本件不開示 情報4
35	援助指針	1頁	「援助の選択」、「措置理由」、「被 虐待歴」、「援助方針」、「児童福祉 審議会の意見」、「再評価」	第6号ハ	本件不開示 情報4
36	子ども本人に対する 援助	1頁	「短期目標」、「長期目標」	第6号ハ	本件不開示 情報4
37	家庭（養育者・家 族）及びその地域に 対する援助	1頁	「短期目標」、「長期目標」	第6号ハ	本件不開示 情報4
38	平成〇〇年〇〇月〇 〇日【定例・臨時】 援助方針会議録	1頁	リスクアセスメントシート記入 欄、会議の結論記入欄、結論に至 った理由記入欄、会議結果記入 欄、次回個別支援会議記入欄、次 回報告日記入欄	第6号ハ	本件不開示 情報4

39	H〇〇.〇〇.〇〇 相談受付票	2頁	「通告、送致又は依頼者（経路）」、「統計分類」及び「経路詳細」より下	第6号ハ	本件不開示情報4
40	平成〇〇年〇〇月〇〇日児童福祉司意見	1～2頁	「1. 主訴」1～2行目、「2. 家族の状況」3～5行目、「3. 児童の状況」6～7行目	第2号	本件不開示情報3
41			「3. 児童の状況」1～5行目、「4. 取り扱い経過」11～12行目、15～18行目、「5. 所見」1～14行目	第6号ハ	本件不開示情報4・5
42	平成〇〇年〇〇月〇〇日【定例・臨時】援助方針会議録	1頁	リスクアセスメントシート結果記入欄、会議の結論記入欄、結論に至った理由記入欄、会議結果記入欄、次回個別支援会議記入欄、次回報告日記入欄	第6号ハ	本件不開示情報4
43	「措置中の児童の家庭環境調査について（依頼）」案	1頁	13～15行目	第6号ハ	本件不開示情報5
	「措置中の児童の家庭環境調査について（依頼）」	1頁			
44	地図	1頁		第6号ハ	本件不開示情報4
45	被虐待児受入加算対象児童調書（案）	1頁	「虐待経験を疑った理由」、「医師による所見」、「上記児童に対する児童相談所長の意見」、右側各チェック項目	第6号ハ	本件不開示情報4
	被虐待児受入加算対象児童調書	1頁			
46	徴収金額認定調書	1頁	欄外注記部分	第6号ハ	本件不開示情報4
47	一時保護記録	1～37頁	記事及び年月日欄、保護原因より下から、ページ左上No. 37の5行目まで	第2号	本件不開示情報3
48	作文	1頁		第2号	本件不開示情報3
49	面接時資料	1～3頁	1～3頁	第2号	本件不開示情報3

50	WISC-IV検査結果	1~4 頁	「評価点合計」、「パーセンタイル」、「90%信頼区間」、「記述分類」、「合成得点プロフィール」、「評価点」、「評価点プロフィール」、「ディスクレパンシー比較」、「SとWの判定」、「プロセス分析」及び「下位検査の粗点」	第6号	本件不開示 情報4
51	WISC-IV記録用紙	1~16 頁	「粗点から評価点への換算」、「下位検査の評価点プロフィール」、「評価点合計から合成得点への換算」、「合成得点プロフィール」、「分析ページ」、「プロセス分析」、「1積木模様」、「2類似」、「3数唱」、「4絵の概念」、「5符号」、「6単語」、「7語音整列」、「8行列推理」、「9理解」、「10記号探し」、「11絵の完成」、「12絵の抹消」、「13知識」、「14算数」、「15語の推理」	第6号	本件不開示 情報4
52	WISC-IVワークブック1	1~11 頁	ページ右上番号186~196	第6号ハ	本件不開示 情報4
53	SM社会生活能力検査	1~ 10・ 12頁	ページ右上番号200~209質問回答欄、ページ右上番号211採点結果欄、粗点合計、領域別粗点合計、領域別社会生活年齢	第6号ハ	本件不開示 情報4
54	描画検査	1~4 頁		第6号ハ	本件不開示 情報4
55	面接資料	1~10 頁	1~10頁	第2号	本件不開示 情報3
56	平成〇〇年〇〇月〇 〇日FAX送信票	1頁		第6号ハ	本件不開示 情報5
57	診断書	1頁	診断結果、ページ下部の「住所」、「医療機関名」、「医師名」	第2号	本件不開示 情報3
58	経過記録	1~33 頁	H〇〇.〇〇.〇〇 14:50「本児と面接」以下、H〇〇.〇〇.〇〇 18:40、H〇〇.〇〇.〇〇 10:00・	第2号	本件不開示 情報3

		<p>H〇〇.〇〇.〇〇 10:00・15:30・ H〇〇.〇〇.〇〇 15:30・H〇〇. 〇〇.〇〇 15:30・H〇〇.〇〇.〇 〇 09:00・H〇〇.〇〇.〇〇 10:00「本児と面接」以下、H〇 〇.〇〇.〇〇 10:00、H〇〇.〇 〇.〇〇〇〇.〇〇.〇〇 15:30・H 〇〇.〇〇.〇〇 13:00・H〇〇.〇 〇.〇〇 15:20・H〇〇.〇〇.〇〇 10:00・H〇〇.〇〇.〇〇 10:30 「本児と面接」以下、H〇〇.〇 〇.〇〇 11:00、H〇〇.〇〇.〇〇 10:10「本児と面接」以下、H〇 〇.〇〇.〇〇 10:00、H〇〇.〇 〇.〇〇 15:30、H〇〇.〇〇.〇〇 14:15、H〇〇.〇〇.〇〇 10:00 1行目、H〇〇.〇〇.〇〇 16:00、H〇〇.〇〇.〇〇 15:30 1行目、H〇〇.〇〇.〇〇 16:00 1行目、H〇〇.〇〇.〇〇 10:00 1行目、H〇〇.〇〇.〇〇 16:30</p>		
59		<p>H〇〇.〇〇.〇〇 15:40・16:10、 H〇〇.〇〇.〇〇 16:40、H〇〇. 〇〇.〇〇 10:00、H〇〇.〇〇.〇 〇 16:00、H〇〇.〇〇.〇〇 12:50、H〇〇.〇〇.〇〇 15:15、 H〇〇.〇〇.〇〇 16:40、H〇〇. 〇〇.〇〇 11:30、H〇〇.〇〇.〇 〇 17:00 16～17行目、H〇 〇.〇〇.〇〇 17:00 13～15 行目、H〇〇.〇〇.〇〇 9:30、H 〇〇.〇〇.〇〇 15:00、H〇〇.〇 〇.〇〇 15:00 7～9行目、H〇 〇.〇〇.〇〇 08:55、H〇〇.〇 〇.〇〇 16:41、H〇〇.〇〇.〇〇 09:30、H〇〇.〇〇.〇〇 17:00</p>	第6号ハ	本件不開示 情報4・5

			<p>1行目、3～4行目、26～27 行目、40行目、44行目、46 行目、H〇〇.〇〇.〇〇 10:00・ 16:30、H〇〇.〇〇.〇〇 15:00 4行目、H〇〇.〇〇.〇〇 15:00、H〇〇.〇〇.〇〇 10:00・ 16:00 2行目、H〇〇.〇〇.〇〇 09:00、H〇〇.〇〇.〇〇 11:30、 H〇〇.〇〇.〇〇 11:00、H〇〇. 〇〇.〇〇 13:30</p>		
60			H〇〇.〇〇.〇〇 16:00	第2号・第 6号ハ	本件不開示 情報5